

保護者 各位

東村山市子ども家庭部
地域子育て課長 榎本 文洋

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う

教育・保育施設等の利用等について

日頃より本市の教育・保育行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため感染症対策にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長されましたが、国や東京都の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の教育・保育施設等は原則開所とし、引き続きご利用いただいているところです。

一方、東京都内の感染者は増加傾向にあり、市内における感染者数も急増しており、教育・保育施設等においても児童やそのご家族、職員が陽性あるいは濃厚接触者と判断される事例が増えています。8月の緊急事態宣言延長後も児童及び職員において感染が増加傾向にある状況を踏まえ、引き続き、教育・保育の提供にあたりましては、感染防止対策に万全を期すよう努めてまいりますが、感染リスクを回避するため、また、子どもの健康と安全の観点から、裏面の「教育・保育施設等の利用におけるお願い」にご留意いただき、ご家庭での保育にご協力お願い申し上げますとともに、ご利用時に検温をする、施設入口等にて手指の消毒を行うなど基本的な感染防止対策へのご協力を改めてお願いいたします。

また、お子様に発熱等の風邪症状を含む体調不良が見られる場合に施設のご利用を控えていただくことについては、新型コロナウイルス感染症に関わらずお願いさせていただいておりますので、この点についても徹底していただきますよう、改めて申し上げます。

教育・保育施設等の利用におけるお願い

次に該当する場合については、必ずご利用の施設へ連絡をしていただくとともに、ご利用を控えていただくようお願いいたします。

(1) 児童及び同居家族等(ご兄弟も含む)に感染の疑いがある場合

①発熱・倦怠感・呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまでは、登園をお控えください。

②上記以外の体調不良や風邪症状がある場合も登園をお控えください。

(2) 児童が濃厚接触者となる場合

原則、濃厚接触をした日から2週間は登園をお控えください。ただし、別途、保健所から指示がある場合は、それに従ってください。

(3) 児童及び職員の感染が判明した場合

①施設内の感染拡大防止の観点から、臨時休園を実施する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

②新型コロナウイルス感染症への感染が判明した児童については、保健所の指定した期間は登園できません。保健所の指示に従った行動をお願いいたします。

施設内における感染拡大防止に向けて

児童や同居のご家族が陽性判定を受けた場合や濃厚接触者になった場合のほか、PCR検査や抗原検査等を受検された際も、ご利用の施設へ必ずご連絡いただきますよう、お願いいたします。

また、その際は検査の結果が出るまでは可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

【担当】

地域子育て課 地域支援係 担当:田見

[TEL:042-393-5111](tel:042-393-5111)(代) (内線 3263)